

**重要**

# 人吉署生活安全だより (古物営業の許可を受けている方へ)

令和元年度 No. 7

## ～古物営業法が一部改正されました～



法律の改正でどぎゃん変わったと？

許可単位や営業制限の見直し、欠格事由の追加等の改正が行われました。



えーつつ!!! わしは古物の許可ば受けとつでな、警察署で手続ばせんばんな？

はい。許可を受けている方は、警察署に届出をしないと古物営業をすることができなくなります。



ぜーしてっ!  
急いで警察署に行かんばんたいな!!

まあまあ。落ち着いてください。  
まずは警察署に電話をしてください。



※廃業して、許可を返納していない方も連絡をしてください。

**【届出の受付期間】**  
令和2年4月頃(予定)まで

**人吉警察署生活安全課**  
**0966-24-0110**